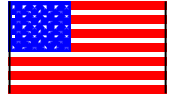


KDDI 総研 R&A 誌は定期購読（年間 29,993 円）がおすすめです。お申し込みは、KDDI 総研ブックオンデマンドサービスまで。既刊の PDF 無料ダウンロードの特典もあります。

(<http://www.bookpark.ne.jp/kddi/>)

米 USTR、日本の第 3 世代携帯電話
新方式の免許に懸念を表明



米 USTR、日本の第 3 世代携帯電話新方式の免許に懸念を表明

🕒 記事のポイント

サマリー 米 USTR が発表した 1377 条レビューにおいて、日本については、新たな第 3 世代携帯電話方式が米国企業の参入を実質的に妨げていると指摘された。これに対して日本政府は、反論のコメントを発表している。

主な登場者 USTR 総務省 IPモバイル ソフトバンク イー・アクセス

キーワード 1377 条レビュー 第 3 世代携帯電話 実験局免許 TD-CDMA TD-SCDMA (MC)

地域 米国 日本 中国 韓国

執筆者 KDDI 総研 調査 2 部 川井 康 (ya-kawai@kddi.com)

2004 年 4 月 7 日、米国通商代表部 (the Office of the United States Trade Representative; USTR) は包括通商法 1377 条に基づいて行われた「1377 条レビュー」の結果報告を発表した。同報告の中で、日本の 2010MHz 帯における新たな第 3 世代携帯電話の免許付与プロセスが不透明であると批判している。

1 2004 年 1377 条レビューの概要

「1377 条レビュー」(the “Section 1377 Review”)とは、米国 1998 年包括通商競争力法 (the Omnibus Trade and Competitiveness Act of 1988) 1377 条に基づいて、USTR が毎年、電気通信分野における通商合意の運用および有効性の審査を行っているものである。この審査に際して USTR は、外国の政策および慣行等が通商合意に違反しているか否かを決定している。

2004 年の 1377 条レビュー結果においては、前年より引き続いて取り上げられた主要な事項として、不当に高額な固定電話発携帯電話着信料金、専用線および海底ケーブル容量への合理的なアクセスの欠如、独立性のある規制当局の不在、の 3 点が挙げられている。また、新たな懸念事項として、「米国技術提供事業者の市場アクセスを制限するような、差別的および (または) 不公正な基準の導入計画」を指摘し、さらに基本電気通信サービスの再販自由化の遅延も取り上げている (【図表 1】参照)。

米 USTR、日本の第3世代携帯電話
新方式の免許に懸念を表明

【図表1】2004年1377条レビューにおける主要な懸念事項

懸念事項	概要	対象国
義務的・差別的な基準	以下の無線電気通信サービスおよび機器について、義務的な単一技術基準が検討または提案されている。 ・ WAPI ^(表注1) 、3Gサービス、450MHz CDMAサービス(中国) ・ WIPI ^(表注2) 、2.3GHz無線インターネットサービス(韓国) ・ 新3Gサービス(日本)	中国、韓国、 <u>日本</u>
高額な固定発携帯着信料金	対象国では固定電話発携帯電話着信料金が高額であるが、規制当局による介入がなく高止まりしている。	スイス、ドイツ、 <u>日本</u> 、オーストラリア、ニュージーランド
専用線および海底ケーブル容量へのアクセス	卸売伝送容量(市内専用線および海底ケーブル容量)へのアクセスに関連し、非合理的かつ潜在的に差別的な取扱が残っている。	ドイツ、インド、スイス、シンガポール
独立性のある規制当局の不在	既存の通信事業者等からの不当な妨害を受けることのない独立的な規制当局が存在しない。	中国、 <u>日本</u> 、フランス、メキシコ、南アフリカ
基本電気通信サービスの再販自由化の遅延	WTO上の約束である基本電気通信サービス再販の実施が遅れている。	メキシコ、南アフリカ

(表注1) WAPI; Wireless LAN Authentication and Privacy Infrastructure

(表注2) WIPI; Wireless Internet Protocol for Interoperability

以上のように、日本は3つの事項について懸念の対象として挙げられているが、中でも「義務的・差別的な基準」についての指摘が今回注目を集めた。

本事項において米国政府が懸念しているのは、諸外国が電気通信サービスおよび機器について(米国の採用していない)独自の技術的基準を採用してこれを義務付けることにより、米国のサービス提供事業者や機器提供事業者が当該国の市場に参入することが困難となり、米国企業が当該市場から排除される結果となることである。米国政府は、諸外国がこうした義務的基準を採用するのは多くの場合自国のサービスや機器提供業者を優遇するためであるとしている。

日本については、規制当局(総務省)が2010MHz帯での第3世代携帯電話について追加的な周波数を割り当てる意向を今年表明したが、米国企業には当該周波数帯で新技術をテストするための実験局免許を付与することをこれまで拒否しており、本免許取得を潜在的に制限していると批判している。また、これまでの日本における規制手続における透明性の欠如を前提とすると、免許手続が完了するまで、この規定手続きを注意深く監視していくことが必要としている。

ここで言及されている「2010MHz帯での第3世代携帯電話」についてUSTRは具体

米 USTR、日本の第3世代携帯電話
新方式の免許に懸念を表明

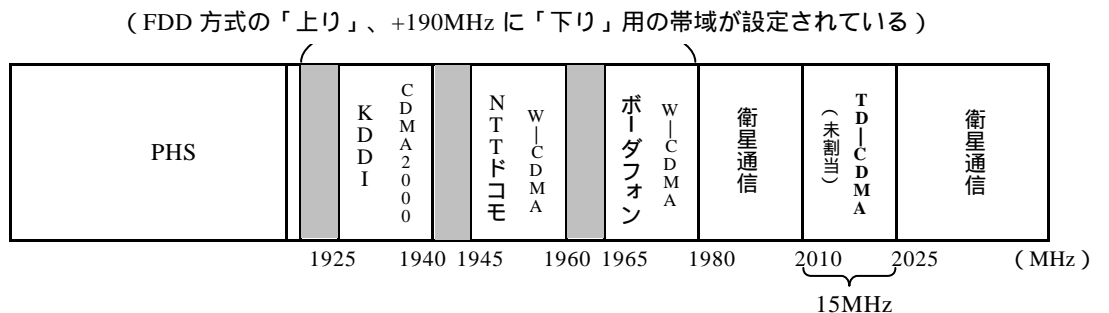
的な方式を特定していないが、これはIPモバイル/NTTコミュニケーションズやソフトバンクが実験局免許を取得して現在実験を行っているTD-CDMA^①方式を指すと報じられている。同方式はIMT-2000標準として勧告されたものであるが、USTRIは、方式そのものよりも米国企業が実験局免許を取得していない現状を問題視したものと推測される。

なお、中国に対しては、無線LAN製品に関して中国固有の暗号化方式(WAPI^②)を導入すること、450MHz周波数帯におけるCDMA技術方式の採用に対する制限を設けていること、および本年中に発出が見込まれる第3世代携帯電話の新免許について、使用が認められる方式など免許条件の詳細が不明確なこと、の3点が指摘されている。また、韓国については、WIPI^③と呼ばれる携帯電話インターネットアクセスのためのプラットフォーム、および2.3MHz帯での無線インターネットサービスに関する基準が取り上げられている。

2 日本の状況

ここで、日本における第3世代携帯電話向け周波数の割当状況を確認しておきたい(【図表2】参照)。

【図表2】第3世代携帯電話の周波数割り当て状況



(テレコミュニケーション(2004年4月号)資料にKDDI総研で一部加筆)



① (用語解説1) TD-CDMA (Time Division Code Division Multiple Access)

IMT-2000標準として勧告された地上系の5つの標準の1つ。ヨーロッパのETSIが提案。時分割複信によりアップリンクとダウンリンクに同じ周波数を用いる。

② (用語解説2) WAPI (Wireless LAN Authentication and Privacy Infrastructure)

中国独自の無線LAN製品に関するセキュリティプロトコル。世界的に採用されている「Wi-Fi」(「IEEE 802.11」「IEEE 802.11b」)とは互換性がない。

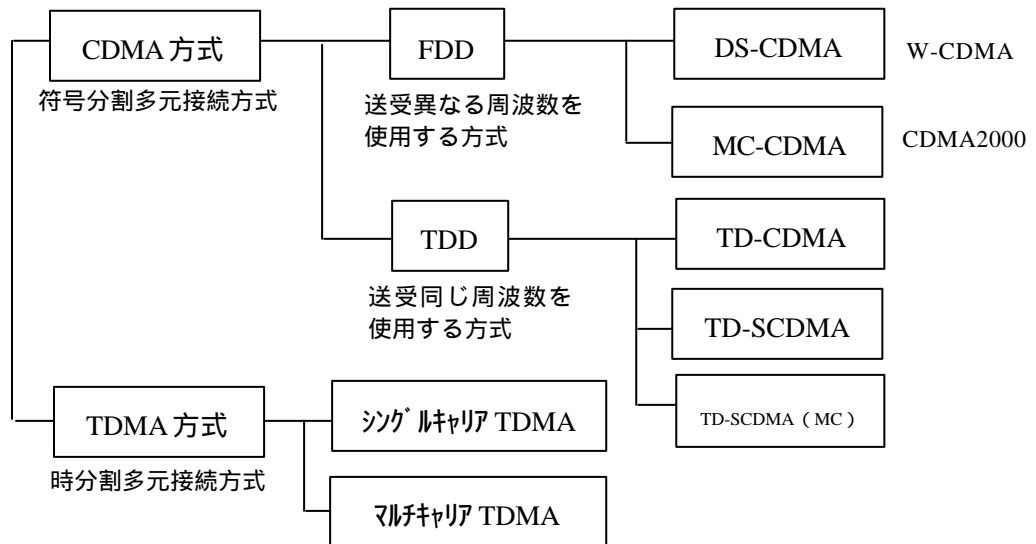
③ (用語解説3) WIPI (Wireless Internet Protocol for Interoperability)

SKテレコム、韓国電子通信研究院(ETRI)など韓国企業60社が共同開発した携帯電話用の無線インターネットアクセスプラットフォーム。韓国によるWIPI標準化の動きに対して、Qualcomが主導するBREWなどが排除されることを懸念した米国が反対してきた。

この中で、USTRが指摘した2010MHz～2025MHzの周波数帯は、ITUでIMT-2000のTDD用周波数として定められており、かつ、IPモバイル等によるTD-CDMA方式での実験に用いられている。このため、総務省が今後この周波数帯域をTD-CDMA等に割り当てるものと予想されている。

一方、実験局免許の状況を見ると、上述のIPモバイル等に加えて、2004年4月16日にはイー・アクセスが、米国Navini Networksが開発したTD-SCDMA (MC) ^{☞(用語解説)}方式による実験局予備免許を取得したと発表している。

【図表2】第3世代携帯電話 (IMT-2000) に用いられる各方式



(総務省資料にKDDI総研で一部加筆)

3 各国の対応

2004年4月21日に総務省は、USTRによるレビュー結果へのコメントを外交ルート



☞(用語解説) TD-SCDMA (MC)(Time Division Synchronous Code Division Multiple Access (Multi Carrier))

スマートアンテナ、マルチキャリア、上り同期CDMAといった最新の技術を使うことで周波数を効率よく利用し、より広い範囲で、より速いデータ通信が可能となる技術。現在米国で標準化が進行中。

を通じて米国政府に伝達したと発表した。この中で総務省は、「特定の米国企業の技術を採用して2010MHz付近の周波数の使用を希望する日本企業からの実験局の免許申請については、審査を終えて免許を付与した」(イー・アクセスへの実験局予備免許付与を指すと思われる)と述べるとともに、同省が、第3世代携帯電話用に2010MHz付近で周波数割り当てを行うことを表明した事実はないとしている。ただし、米国企業からの免許申請やこれに対する審査結果等については何ら言及していない。

これに対して、日本と同様に「義務的・差別的な基準」の対象国とされた中国と韓国は、USTRの指摘に対してそれぞれ具体的な措置を行った。中国は2004年4月21日にWAPIの無期延期を盛り込んだ二国間協定に同意し、また、韓国もWIP導入計画の2005年への延期を表明するなど、日本と異なる対応振りが注目される。

📖 執筆者コメント

今回問題とされた2010MHz帯は15MHzの帯域しかないので、その割当は多くとも3社程度に限られると見られる。各社による実験も本免許取得のための実績作りという側面が強く、今まで実験局免許を付与されていない事業者が今後当該帯域において本免許を取得するのは事実上困難であろう。参入を希望する米国企業の具体名は明らかになっておらず、枠が塞がることに焦ったUSTRが、(米国企業参入の動きに先駆けて)先行的に問題として取り上げたという見方もできるだろう。

しかし、他の周波数帯域の使用によって、さらに多くの事業者が実験局免許を与えられる可能性もあり、今後、本免許付与の決定まで紆余曲折が予想される。

📖 出典・参考文献

USTRプレスリリース (<http://www.ustr.gov/releases/2004/04/04-29.pdf>)
“Results of 2004 Section 1377 Review of Telecommunications Trade Agreements”

総務省報道資料 (http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/040421_4.html)
イー・アクセスプレスリリース (<http://www.eaccess.net/>)
マルチメディア総合研究所プレスリリース (<http://www.mric.jp/>)

コンパクト移動通信用語辞典(丸善株式会社) 他

